

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号

名 称 内田工業株式会社

代表取締役 内田 航

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和6年1月29日

許可の有効年月日 令和11年1月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（切断分離（移動式））

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、太陽光モジュールに限る。） 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：切断分離装置（移動式）

設置場所：岡山県内の産業廃棄物排出事業場内（岡山市及び倉敷市を除く。）

設置年月日：令和5年8月29日

処理能力：28.8t／日（24時間）

3. 許可の条件

中間処理を行う場所は、岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）内の産業廃棄物排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年1月29日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無